

令和4年2月定例会 企画財政委員会の概要

日時 令和4年3月4日（金） 開会 午前10時
閉会 午後 1時50分

場所 第1委員会室

出席委員 細田善則委員長
千葉達也副委員長
小川直志委員、松澤正委員、白土幸仁委員、田村琢実委員、長峰宏芳委員、
江原久美子委員、白根大輔委員、安藤友貴委員、中川浩委員

欠席委員 なし

説明者 堀光敦史企画財政部長、中山貴洋政策・財務局長、
三須康男行政・デジタル改革局長、西村朗地域経営局長、
島村克己企画総務課長、竹内康樹計画調整課長、都丸久財政課長、
山口達也行政・デジタル改革課長、石川貴規デジタル政策幹、
三橋亨情報システム戦略課長、北聡子地域政策課長、梶一之市町村課長
石川護土地水政策課長、浪江治交通政策課長、鈴木しげみ健康長寿課副課長

穴戸佳子会計管理者、吉田圭二会計管理課長

矢島謙司監査事務局長、関口修宏監査事務局副事務局長兼監査第一課長、
豊野和美監査第二課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第22号	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第23号	埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第24号	埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第44号	包括外部監査契約の締結について	原案可決
第49号	第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について	原案可決
第64号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第15号）	原案可決
第65号	令和3年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第66号	令和3年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第67号	令和3年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決

2 請願
なし

所管事務調査
なし

報告事項
なし

【付託議案に対する質疑】

小川委員

- 1 第22号議案の埼玉県手数料条例の改正について、県の歳入にどのような影響があるのか。
- 2 資料に行政書士試験手数料の記載があり、7,000円から10,400円と大きく増額となっているが、その理由は何か。
- 3 行政書士試験手数料の改定はどのくらいの人に影響があるのか。
- 4 第64号議案の財源調整のための基金について、467億円の取崩しを中止し、新たに620億円積み増すとのことだが、財政に余裕があるということか。
- 5 地方交付税が増額されている反面、臨時財政対策債が減額されている。共に大きな増減となっているが、その理由は何か。

財政課長

- 1 今回改定される手数料は八つあり、そのうち国の指定試験機関に直接納入される手数料が五つある。残りの三つが県の歳入に影響することとなるが、増収の手数料と減収の手数料があり、差引きすると4,000円の増収になる。
- 2 行政書士試験手数料の増額の理由は、国の資料によると、会場使用料や試験監督員の人件費などの試験実施費用が増加していることや、受験者数が減少していることに加えて、新型コロナウイルス感染症対策のために試験会場数の増加やそれに伴う試験監督員の増加、感染症対策のための備品を購入する経費などがかさんでいるとのことである。これまでは指定試験機関の自助努力により手数料を引き上げてこなかったが、引き上げざるを得なくなったと聞いている。なお、行政書士試験手数料は指定試験機関に直接納入されるので、これについての県の歳入への影響はない。
- 3 影響を受ける人数だが、令和3年度の埼玉県の受験人数は2,390人である。
- 4 財源調整のための基金については、法人二税で377億円、地方譲与税で327億円、地方消費税で116億円など県税収入が見込みを上回った。また、地方交付税が国の経済対策によって増額されており、これらを踏まえ基金の取崩しを中止し、620億円の新たな積立てを行った。財政に余裕があるのかということに関しては、今年度、県税が見込みを上回ったことにより、基金が一時的に大きく積み上がるが、普通交付税の算定において、翌年度以降3年間で多く配分された分の精算が行われる。額としては3年間で556億円、単年度で約180億円ずつを来年度以降、普通交付税算定で減額される。それを加味すると、財政に大幅な余裕ができたわけではないと考える。
- 5 地方交付税については、国の補正予算第1号において増額された。これは、全国ベースで地方交付税の原資となる国税が増収となったことに伴うもので、普通交付税の再算定が行われ、地方に追加交付された。臨時財政対策債については、普通交付税が大幅に増えたため、臨時財政対策債の発行により財源不足を補填する必要がなくなり、発行可能額のうち一部の発行を取りやめたことなどで、減額となったものである。地方交付税が増えて、臨時財政対策債が減ることで、実質的な地方交付税としては、差引きで184億円の増となっている。

松澤委員

- 1 第23号議案について、新型コロナウイルス感染症が収束した場合には、定数は減らすのか。必要などころに定数を配分したと説明があったが、他の部署では必要とする職員数と定数にかい離はないのか。
- 2 第24号議案埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について、条例改正によって県民にはどのようなメリットが生じるのか。
- 3 第44号議案について、包括外部監査人候補者をどのように選任したのか。また包括外部監査のテーマをどのように決定しているのか。
- 4 第49号議案について、5か年計画の見直しがあったのでそれに付随して変更したという説明があったが、これによって、本県の地方創生の推進にどのような影響が出るのか。

行政・デジタル改革課長

- 1 新型コロナウイルス感染症の収束後のいわゆる平時の対応については、関係部局と協議しながら業務量の増減に応じた体制について、しっかりと検討し見直していきたいと考えている。今回、コロナ関係と児童虐待防止対策の関係で増員とさせていただいている。まずベースとして、既存定数の中でスクラップ・アンド・ビルドし、業務終了したものは定数を減らして、その分必要な部分を増員させていただいている。その上で、必要な部分について、職員定数条例を改正させていただき、増員をお願いしている。このように既存の枠内でしっかりとスクラップ・アンド・ビルドして、必要などころには定数を配分するという形で対応しているところである。
- 3 候補者の選任に当たっては、日本公認会計士協会埼玉会に候補者の推薦を依頼した。同協会から推薦があった2名について、庁内において選任委員会での審議を経て、福島清徳氏を候補者とする事とした。包括外部監査のテーマについては、包括外部監査契約締結後に包括外部監査人が決定する。監査テーマを検討するに当たっては、関係部局と意見交換会を行い、監査委員会議に報告している。

情報システム戦略課長

- 2 この条例に利用事務として規定することで行政機関が所有するデータの連携が可能になる。これによって手続等に必要な書類を省略することで県民の方に利便性が出てくる。例えば、今回追加予定の特別県営住宅の手続に関するものでは、申込時に必要になる課税証明書や生活保護に関する証明書などを省略することができる。通常これらの書類は役所の複数の窓口に取りに行く必要があるため、省略することで利便性が出てくる。

計画調整課長

- 4 今回、総合戦略については改訂年度ではないが、次期5か年計画と総合戦略の取組・指標の整合性を図り、四つの基本目標の達成に向けた取組の方向性を明確化することで、より効果的に地方創生を推進する体制を整備したいと考えている。また、次期5か年計画に新たに盛り込まれた「デジタル技術を活用できる人材の育成」、「中小製造業やサービス産業などにおけるDX支援」などの取組を追加・変更し、地方創生関係交付金などの活用の可能性を拡大させていきたい。これらを踏まえ、本県の地方創生の取組をより一層推進していく。

松澤委員

収束した際に判断とのことだが、人件費も関わるので、しっかりした考えが必要である。今回のコロナ対応では、保健所は疲弊し本庁から動員を掛けているとも聞いており、有事の際を考えると疑問が残るがどうか。

行政・デジタル改革課長

保健所には御指摘のとおり応援も入っている。今後、収束した際には、例えば、今後の感染症対策の在り方という部分も含め、どうあるべきなのかというのが大きなテーマになってくる。仮にコロナが落ち着いたとしても、そうした部分も考え、どのような体制がいいのかをしっかりと議論していきたい。

安藤委員

- 1 第23号議案について、新型コロナウイルス感染症が流行して児童虐待が増えたというようなニュースもある。今回の児童虐待防止対策の増員はそれが関係しているのか。それとも、児童相談所が増えるからその体制のために必要ということか。
- 2 第49号議案について、地方創生総合戦略は各市町村でも策定しているが、県が目標としているものと市町村が目標としているものとの整合性や連携をどのように図っているのか。

行政・デジタル改革課長

- 1 児童相談所の増員は、コロナの前から計画的に体制の強化を図っており、計画的な増員を行っている。考え方としては業務量、児童虐待の件数に応じた体制を整備しているので、コロナによる件数の影響という見方もできるが、基本的には件数に応じて体制強化を図っているところである。

計画調整課長

- 2 策定に当たっては、市町村の意見を聞いたり、有識者会議で各委員の意見を聞いたりして策定をしている。具体的な目標で連携や整合を図ることはないが、市町村から何か意見があればそれを反映して戦略を策定している。

白土委員

- 1 第64号議案の関係で質問する。移住就業支援金等補助事業について、本県は転入超過が全国第2位であるが予算額の半分が減額補正となっている。飯能市の移住支援金の実績があるのに対して、町村部の一部で実績が出ていない。その差についてどのように分析しているのか。
- 2 予算見積調書には、「『住むなら埼玉』移住総合支援事業と連動することで、一層効果的に推進する」とあるが、「住むなら埼玉」の執行率が高いのに対して移住支援金事業の執行率は低い。来年度もこの事業は続くが、「住むなら埼玉」移住総合支援事業との連動における今年度の反省点は何か。
- 3 埼玉つながり創出推進事業費の「市町村における『体験型』ふるさと納税返礼品開発支援業務」では、オンラインの研修会を行ったとのことだが、コロナ禍で肝心の市町村での体験事業はできなかったとのことである。研修の成果は何か。また、コロナ禍でもほかにできたことがあるのではないかと思うが、できなかった理由は何か。

- 4 第67号議案について、埼玉県ふるさと創造資金は、市町村からの要望で積み上げる方式で予算を編成していると思うが、10億円減額されているのはなぜか。また、採択率はどのくらいか。

地域政策課長

- 1 令和3年度の支給実績は60件分の予算があったが執行見込みは27件となっている。令和2年度は1件の実績であったことを踏まえると、国の要件緩和もあり令和3年度は大きく実績が伸びている状況である。27件の内訳は、市が24件、町村が3件となっており、町村部では御指摘のとおり実績が伸び悩んでいる。これは、市は交通の利便性や生活環境の面で、東京23区在住者の現在の生活との親和性が高く、テレワークに適した地であると認識してもらえた結果と思われる。町村部で実績が出なかった原因としては、町村部にテレワークをすることができる場所があるという認識が広まっていないことが考えられる。県としても、こうした拠点があることをしっかりPRして、移住支援金の支給につなげていきたいと考えている。
- 2 「住むなら埼玉」移住総合支援事業の移住セミナーに移住支援金の対象となる市町村に積極的に参加してもらうことや、県でプロモーション動画やポスターなどを作成する際に、対象市町村を積極的に使わせてもらうなどして連動を図っている。
- 3 この事業は、ふるさと納税を使うときに市町村に訪問していただき、地域への多様な関わりへの発展を期待するものである。コロナ禍のため現地訪問を伴う体験型返礼品はPRしづらいとの声を市町村から聞いている。このような声を受けてオンラインの研修に切り替えた。研修会では、巣ごもり需要に応じたものやターゲットが明確であるものなど、現在のふるさと納税のトレンドの紹介により、市町村でのメニュー検討に役立つ情報を提供できたと考えている。
- 4 減額の主な理由は、新型コロナウイルスの影響である。例えば、オリンピック・パラリンピックが無観客開催となったことにより事業の縮小を余儀なくされるなど、イベントなどの集客事業数が減少したことが要因である。また、採択率は100%となっており、市町村からどのような要望があった場合にも対応したいと考えているため、毎年相応の額を用意するという姿勢で15億円を用意している。

白土委員

- 1 移住就業支援金等補助事業について、コワーキングスペースなどの施設の受皿が整っていない町村については、市町村と連携して受皿を作ってから発信しないと難しい。今後についてどう考えているのか。
- 2 「市町村における『体験型』ふるさと納税返礼品開発支援業務」について、研修会では具体的にどういうものが紹介されたのか。得られた知見の例は具体的にどのようなものか。
- 3 ふるさと創造資金の採択に向けて、事前打合せをどの程度行っているのか。

地域政策課長

- 1 コワーキングスペースは、テレワークが流行し始めてすぐに市町村で作り始めたが、コロナの影響で工事が遅れている。今後、完成した施設について一層PRをしていきたいと考えている。
- 2 埼玉県の現在の体験型ふるさと納税は、ゴルフ場や温泉など大衆受けするものが多いが、ターゲットをかなり絞り込んだ、ニッチ向けの商品というのが人気のパターンの一

つである。例えば、自由研究を行う小学生にターゲットを絞った「田んぼを耕すプラン」などがある。

- 3 ふるさと創造資金は、採択のタイミングを年に複数回設けている。例えば、採択数の一番多い4月採択については、前年度の年明け頃から、地域振興センターが市町村へのヒアリングを行っている。予算要求の時点においても、市町村に寄り添う形で相談に乗っている。

白根委員

第49号議案の参考資料5-2の29ページに、令和6年に行政手続のオンライン利用率40%とあるが、これは例えばワンスオンリーワンストップやキャッシュレスなど全ての手続を含めた数字なのか。

情報システム戦略課長

行政手続のオンライン化ということで、例えばキャッシュレスやワンスオンリーワンストップなども含めて、まずは県の行政手続を電子化することが大前提にある。行政手続を電子化した上でそれを県民の方々に使っていただいた率という考え方である。全体の行政手続の件数に対して、電子申請を使った件数の割合が40%ということである。

白根委員

手続が完結するという率ではなくて、あくまでも今ある手続を利用してくれる人が40%になることを目標としているということか。

情報システム戦略課長

そのとおりである。オンライン手続を使っていたことについての利用率である。

中川委員

- 1 第23号議案の組織定数について、スクラップ・アンド・ビルドしたとの話であるが、特に児童相談所を中心とした市町村との連携について、今後どのような検討をするのか。
- 2 第49号議案について、接客業などは若年層の雇用で支えられてきたが、これらの業界では失業が増加するなど、コロナ禍の影響を大きく受けている。資料の21ページ、「④若年者の生活安定の支援」について、NPOを所掌している地域振興センターはどのような対応ができるのか。

行政・デジタル改革課長

- 1 児童相談所の例が出たが、市町村との役割分担や権限移譲という視点で定数管理を行うことは重要である。行財政改革行動計画にも、事務事業の見直し、民間との関係、市町村への権限移譲という視点をもってスクラップ・アンド・ビルドに取り組む旨の記載があり、その視点を踏まえて定数管理を行っていきたいと考えている。

地域政策課長

- 2 地域振興センターにはNPOの設立申請などを受け付ける窓口がある。手続の中で県民の方から生活の困りごとなどの相談が寄せられることがある。そのような際は、県民生活部など、所管している部署につなぎ、県民に寄り添う対応を行っていく。

中川委員

第23号議案について、コロナ禍により一般社会で行われているような業態転換が県庁でも求められているという視点を各部局に伝えていく考えはあるか。

行政・デジタル改革課長

コロナ禍の状況変化を踏まえ、例えば、ペーパーレス化によって仕事が変わっていくという視点を持つことについては、しっかり取り組んでいきたい。

江原委員

- 1 第23号議案について、新型コロナウイルス感染症対応体制と児童虐待防止対策体制について、計画的に増員されてきているところであるが、それぞれの過去3年間の増員数はどうなっているか。
- 2 児童虐待防止対策の体制強化は今後も計画的に行うものと思うが、一方、令和元年の台風等が発生した際の増員や、去年、今年の新型コロナウイルス対応での増員について、収束後はどういった体制とするのか。

行政・デジタル改革課長

- 1 新型コロナウイルス感染症対応関係は、令和3年4月1日付けで50人増員し、令和4年4月1日付けでは32人の増員となる。一方、児童虐待防止対策については、令和2年4月1日付けで59人、令和3年4月1日付けで57人増員し、令和4年4月1日付けでは40人の増員となる。
- 2 過去増員した部分について、例えば、台風では、継続的に工事を行っているところもあるが、それ以外はスクラップさせていただいている。そうしたスクラップ部分を他の重要施策に充て、それでもなお足りない部分について、今回のように増員をお願いさせていただいているところである。

田村委員

第24号議案について、条例を見ると個人番号利用事務実施者は執行機関のところで知事と読めるが、実際に県営住宅の事務を取り扱っているのは住宅供給公社だと考える。どのように条文を読めば、公社で取り扱えるということになるのか。

情報システム戦略課長

事務は住宅供給公社で行い、個人番号を登録しているので関連事務となる。実際の事務を決定しているのは県住宅課であるので、個人番号を使って所得情報などを扱うのは住宅課となる。

田村委員

住宅供給公社は個人番号に関する事務の情報はないということか。県だけで把握して審査するのか。

情報システム戦略課長

住宅供給公社は関連事務として取り扱うので、データそのものは取り扱わない。

田村委員

公社は関連事務として取り扱うことができると思うが、条文でどのように読み込むことができるのかを聞いている。「関係事務実施者」が住宅供給公社になると思うが、それをどこで読むのか。

情報システム戦略課長

条例では連携する事務だけを規定している。

田村委員

条例で規定しないと個人番号は利用できないのではないか。

情報システム戦略課長

個人番号を使った事務は住宅供給公社で行うが、個人番号に基づく課税情報などは関連事務を行っているところに流れることはない。

田村委員

それではマイナンバーを使って事務を簡略化している意味がないと思うがどうか。特別県営住宅を利用する人の手続のみ住宅課で行うということか。

情報システム戦略課長

特別県営住宅の手続は住宅供給公社が窓口になる。

田村委員

そうだとすると、条文に規定する必要があるのではないかと聞いている。

情報システム戦略課長

認識誤りがあった。マイナンバー法において条例で定めた事務について一部又は全部の委託を受けた者は同じ事務ができるという規定がある。こちらの規定をもって住宅供給公社においてマイナンバーを使った事務が可能となっている。

【付託議案に対する討論】

なし
